

中標津町立学校の教育職員の時間外在校等時間（超過時間）

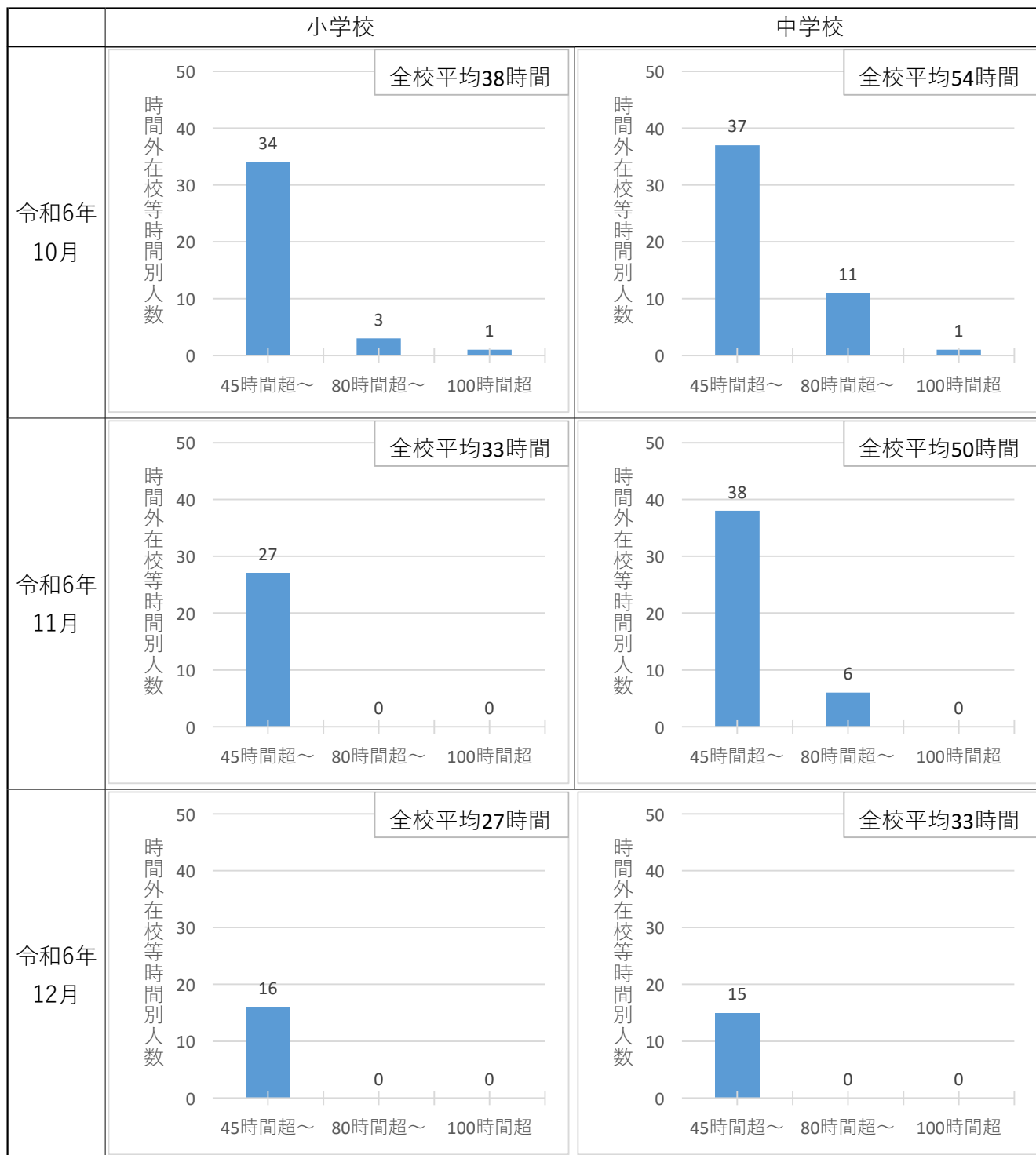
1 公表に向けた考え方

- 中標津町教育委員会では、規則において、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間（時間外在校等時間（超過時間））を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする目標を掲げています。
- 中標津町立学校において、令和3年度に導入した出退勤管理システムで把握される教育職員の時間外在校等時間（超過時間）を定期的に公表し、働き方改革に関する各般の取組実績を全体で確認することにより、長時間勤務の縮減に向けた実効性を確保します。

2 教育職員の時間外在校等時間（超過時間）

年月	学校種	職員数	時間外在校等時間（超過時間）別人数				平均時間
			45時間以下	45時間超～80時間以下	80時間超～100時間以下	100時間超	
令和6年 10月	小学校 (4校)	108名	70名	34名	3名	1名	38時間
				(31%)	(3%)	(1%)	
			(65%)	38名 (35%)			
	中学校 (3校)	70名	21名	37名	11名	1名	54時間
				(53%)	(16%)	(1%)	
			(30%)	49名 (70%)			
令和6年 11月	小学校 (4校)	108名	81名	27名	0名	0名	33時間
				(25%)	(0%)	(0%)	
			(75%)	27名 (25%)			
	中学校 (3校)	69名	25名	38名	6名	0名	50時間
				(55%)	(9%)	(0%)	
			(36%)	44名 (64%)			
令和6年 12月	小学校 (4校)	108名	92名	16名	0名	0名	27時間
				(15%)	(0%)	(0%)	
			(85%)	16名 (15%)			
	中学校 (3校)	70名	55名	15名	0名	0名	33時間
				(21%)	(0%)	(0%)	
			(79%)	15名 (21%)			

3 教育職員の時間外在校等時間（超過時間）の割合



※ 教育職員とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭をいいます。

※ 在校等時間とは、教育職員が在校している時間を基本とし、郊外で活動する時間を加え、業務外の時間及び休憩時間を除いた時間を言います。

※ 計根別学園については、前期（1～6年生）を小学校、後期（7～9年生）を中学校としています。